

大牟田市排水対策基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 大牟田市排水対策基本計画（以下「本計画」という。）の策定にあたり、排水の弱点箇所を抽出するための手法や対策案、また、その対策案の優先順位や期間の検討等を行うために、大牟田市排水対策基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 排水の弱点箇所の抽出手法に関すること。
- (2) 対策案に関すること。
- (3) 対策案の優先順位、期間に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本計画策定にあたり必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者で組織する。

- 2 委員については前項に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者を任命できるものとする。
- 3 委員の任期は、本計画を策定する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、大牟田市長が指名する者とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 委員長が、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前4項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第6条 委員会のオブザーバーは、委員長の要請に応じて委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、大牟田市都市整備部流域治水推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

大牟田市排水対策基本計画 検討委員会 委員

別表1

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|--------|-----------------------|--------|
| 1 | 渡辺 亮一 | 福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授 | 委員長 |
| 2 | 北野 靖 | 福岡県 河川整備課 課長 | |
| 3 | 野口 寿文 | 福岡県 下水道課 課長 | |
| 4 | 山口 聡 | 福岡県 農山漁村振興課 課長 | |
| 5 | 仲田 裕一郎 | 熊本県 河川課 課長 | |
| 6 | 城戸 邦宏 | みやま市 建設課 課長 | |
| 7 | 西田 勝二 | 荒尾市 土木課 課長 | |
| 8 | 開田 和則 | 荒尾市 企業局 建設課 課長 | |
| 9 | 嶋永 健一 | 南関町 建設課 課長 | |
| 10 | 林田 寿 | みなと校区まちづくり協議会 会長 | |
| 11 | 金子 英彦 | 明治校区まちづくり協議会 会長 | |
| 12 | 江口 良夫 | 天の原校区民生委員・児童委員協議会 会長 | |
| 13 | 徳永 京子 | 手鎌校区民生委員・児童委員協議会 会長 | |
| 14 | 吉永 勝彦 | 九州地方整備局 地域河川課 課長 | オブザーバー |